# 様式2-2-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価<del>、期間実績評価</del>) 評価の概要様式

1. 評価対象に関	する事項	
法人名	国立研究開発法人建築研究所	
評価対象中長期	見込評価(中長期目標期間実	第四期中期目標期間(最終年度の実績見込を含む。)
目標期間	績評価)	
	中長期目標期間	平成28~令和3年度

4	2. 評価の実施者に関する事	事項											
11	三務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)	(共管法人は評価の分担についても記載)										
	法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)									
	評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)									
	三務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)											
	法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)									
	評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)									

# 3. 評価の実施に関する事項

(実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

# 4. その他評価に関する重要事項

(目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載)

### 様式 2 - 2 - 2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価<del>、期間実績評価</del>) 総合評定様式

1. 全体の評定		
評定	B: 00 · ·	(参考:見込評価)
(S, A, B, C,		
D)		
評定に至った理由	(上記評定に至った理由を記載)	

# 2. 法人全体に対する評価

(各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因な ど、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などについても適切に記載)

## 3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、事務事業の見直し、新中長期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載。今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への 対応、目標策定の妥当性なども含めて改善が求められる事項があれば記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)

4. その他事項	
研究開発に関する審議	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
会の主な意見	
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)

# 様式2-2-3 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価<del>、期間実績評価)</del> 項目別評定総括表様式

中画	長期目標(中長期計	年度記	平価						中長期間記	明目標 平価	項目別調	備考欄	中县	長期目標	栗 (中長期計画)	年度評	平1
		28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度		見込評価	期間 実績 評価	書No.					28 年度	2
I	. 研究開発の成果の最大	化その	の他の業	美務の質	重の向_	上に関す	ナる事項	頁					ΙΙ.	業務道	軍営の効率化に関す	る事項	
	1. 研究開発等に関する事項	AO	AO	AO	AO						1				業務改善の取組 業務の電子化	В	
	2. 研修に関する事項	AO	AO	AO	AO						2						
													Ш.	財務内	P容の改善に関する	事項	
															予算、収支計画、 資金計画		
														• <b>矢</b>	短期借入金の限度額		
														• 7	 不要財産の処分に		l
														関一	する計画	В	l
														• 1	重要財産の譲渡等		l
														に	関する計画		l
													·	• 5	剰余金の使途		l
													·	• #	責立金の使途		l
	【「独立行政法人の評価に関 「研究開発に係る事務及び								照たし	注しの汗	動に ヒスロ	t					
	果、取組等について諸事情												IV.	その他	1の事項		
	成果の創出の期待等が認め 「研究開発に係る事務及び ていると認められる(定量 価(標準)とされている。	事業以外	·(業務運	営の効率	化に関わ	る事項等	F)」は、	「中長期言	汁画におり	ナる所期の	の目標を達			関*	施設及び設備等に する計画 人事に関する計画	В	
						<u> </u>	+		+				1	• 2	その他		<u> </u>
	大項目別評定																L

	・予算、収支計画、 資金計画 ・短期借入金の限度額 ・不要財産の処分に 関する計画 ・重要財産の譲渡等 に関する計画 ・剰余金の使途	В	В	В	В			4	
,	・積立金の使途								
IV. そ	の他の事項								
	<ul><li>・施設及び設備等に 関する計画</li><li>・人事に関する計画</li><li>・その他</li></ul>	В	В	В	В			5	

中長期目標

見込 期間

評価 実績

評価

期間評価

項目

別調

書No.

3

備考

年度評価

2 9

年度

В

3 0

年度

В

元

年度

В

年度

3

年度

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

# 様式2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価<del>、期間実績評価</del>) 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1	研究開発等に関する事項		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号
		別法条文など)	
当該項目の重要度、困難	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する研究開発評価、政策	(研究開発評価、政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビ
度	【重要度:高】	評価・行政事業レビュー	ューシートの番号を記載)

#### 2. 主要な経年データ 主な参考指標情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) (参考) 目標値 28年度 29年度 30年度 元年度 2年度 28年度 29年度 30年度 元年度 2年度 27年度 研究開発プログ ラムに対する研 全てB以上 予算額(千円) 全てA 1, 470, 198 1, 231, 278 1, 245, 356 1, 205, 579 1, 503, 149 全てA 全てA 全てA 全てA 究評価での評 価·進捗確認 共同研究参加者 100 以上 86 118 決算額(千円) 110 112 132 1, 158, 846 | 1, 210, 266 | 1, 912, 564 | 1, 511, 069 | 3, 633, 638 118 数(者) 国内外における 技術指導件数 経常費用(千円) 240 以上 268 274 306 208 1, 208, 248 | 1, 235, 870 | 1, 325, 618 | 1, 412, 935 | 1, 756, 184 237 304 (件) 発表会、国際会 10 以上 経常利益(千円) 18 16 11 9 10 33, 219 19, 575 29, 584 43, 941 1, 158 14 議の主催数(回) 行政サービス実施コスト (千円) ※令和元年度以降は会計基 準見直しに基づき行政コス 1,424,382 1,881,550 1,774,480 2,326,751 2,219,913 査読付き論文の 60 以上 62 67 62 77 64 87 発表数 (報) ト (千円) を記載 研究施設の公開 2 以上 6 27 29 33 10 |従事人員数(人) 44 41 48 54 55 5 回数(回) 45<sup>\*</sup> 1 実施課題数(件) 49 50 57 59 58 国内外からの研 究者の受入人数 75 80 78 7482 87 (人) 国際会議への役 職員の派遣件数 30 39 35 31 0 34 (件) 競争的資金等の 32 39 38 52 41 53 獲得件数(件) 策定に関与した 国内外の技術基 37 41 35 50 59 36 準数 (件) 刊行物の発行件 9 15 9 7 9 10 数(件) 論文等の発表数 421 475 397 473 389 424 (報) ホームページの アクセス数(万 997 845 974 1,066 901 936

<sup>※1</sup> 平成27年度は、「重点的研究開発課題」及び「基盤研究」の実施課題数の合計値。

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、	法人の業務実	[績・自己評価	主務大臣による評価				
		指標等	主な業務実績等	自己評価	(	見込評価)	(期間	間実績評価)	
					評定		評定		
第3章 研究開発の成	第1章 研究開発の成	評価軸	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至っ	・た理由>	<評定に至っ	<del></del>	
果の最大化その他の	果の最大化その他の	(1) 成果・取組が国の方針や社会の		評定: A					
業務の質の向上に関	業務の質の向上に関	ニーズに適合しているか			(業務運営の	が状況、研究開発成果の	(見込評価時	fとの乖離がある場	
する事項	する目標を達成する ためとるべき措置	(2)成果・取組が期待された時期に 適切な形で創出・実施されているか	○「国の研究開発評価に関する大綱的指 針」を適用し、研究開発成果の最大化に	<ul><li>○建築研究所に設置された研究評価委員 会において、2つの研究開発プログラ</li></ul>	創出の状況	及び将来の成果の創出	には重点的に	理由を記載)	
	1.研究開発等に関する	(3)成果・取組が社会的価値(安全・	向けて、「安全・安心プログラム」及び	ムの第4期中長期目標期間の取組に関	の批法竿を別	皆まえ、評定に至った根	   <今後の課題	_	
1.研究開発等に関する	計画	安心で心豊かな社会等)の創出に貢	「持続可能プログラム」の2つの研究開	する見込評価でA評価を得ており、そ	,		, , ,		
事項	(1)研究開発等の基本	献するものであるか	発プログラムを、第4期中長期目標・計	の後も同様の成果が見込まれること等	拠を具体的カ	2つ明確に記載)	(見込評価時	Fに検出されなかっ	
(1)研究開発等の基本	方針	(4) 国内外の大学・民間事業者・研	画の内容とも整合させつつ策定した。	を総合的に勘案し、自己評価をAとし	<今後の課題	<b>i</b> >	課題、新中長	期目標の変更が必要	
<b>方針</b> 建築・都市計画技	中長期目標を達成 するために、科学技	究機関との連携・協力等、効果的か つ効率的な研究開発の推進に向け	「研究開発プログラム」は、研究開発が 関連する政策・施策の目的に対し、それ	た。					
術は、社会的な重要	術基本計画、国土交	た取組が適切かつ十分であるか	を実現するための活動のまとまりとし	○木質等の内装を有する建築物の避難安		課題、今後の業務・組織		ずし(は記載)	
課題に対して迅速・	通省技術基本計画等	704/101/2019 101/2019 101/2019	て構成し、それぞれにプログラムディレ	全設計技術の開発等に取組み、その研究	全体の見直し	しに反映すべき事項等	くその他事項	>	
的確に解決策を提供	の科学技術に関する		クターを配置し、プログラム内の研究開	成果が平成30年6月に建築基準法の一	を記載)				
するために、多様な	計画を踏まえるとと		発課題を有機的に関連付けた。共同研究	部を改正する法律の公布に繋がったこ					
要素技術をすりあわ	もに、住宅・建築・都		や外部資金導入等により効果的なアウ	とや、建築物の室内環境性能を確保した					
せたり統合したりす	市計画技術に対する		トプットの実現を図った。また、技術の	省エネルギー性能評価の実効性向上等	<その他事項	1>			
ることで新たな技術 を構築する社会的な	社会的要請や国民の 生活実感等の多様な		指導や成果の普及に係るアウトカム指標も評価軸としたほか、研究評価(内部、	に取組み、その研究成果が令和元年5月 に建築物のエネルギー消費性能の向上					
技術であり、時々	エロ		外部)を毎年度実施する進捗管理体制を	に関する法律の一部を改正する法律の	(審議会の意	〔見を記載するなど)			
刻々と変化する社会	止め、具体的な研究	評価指標	構築した。	公布に繋がったことで、規制が合理化さ					
的要請や国民の生活	開発プログラムを設		1132/6 2 1 20	れた。					
実感等の多様なニー	定し、行政と緊密な	評価での評価・進捗確認	○「安全・安心プログラム」及び「持続可	・平成 28 年熊本地震 (H28)、令和元年					
ズを的確に受け止	連携を図りつつ、	(目標値:全てB以上)	能プログラム」の2つの研究開発プログ	台風第 15 号(R 元)等の自然災害、					
め、研究開発を行う	個々の研究開発を実	○共同研究参加者数	ラムを策定し、その中で個別研究開発課	糸魚川大規模火災 (H28) 等の大規模					
ことが重要である。	施する。	(目標値:100者以上)	題 124 課題について着実に研究開発を	火災等に伴う建築物等を対象に災害					
したがって、建研 は、建研法第3条に	研究開発の実施に 当たっては、国の行	エーカリング投海	推進した。	調査を実施した。これらの調査結果を 報告資料としてとりまとめ、建築研究					
定められた目的を達	政施策や技術基準に	○実施課題数		所HP上で公表した。					
成するため、科学技	関連する技術的知見	○国内外からの研究者の受入人数		・官民研究開発投資拡大プログラム					
術基本計画、国土交	の取得、民間事業者	○国際会議への派遣件数		(PRISM) において、「革新的建設・イ					
通省技術基本計画等	等の技術開発の誘	○競争的資金等の獲得件数		ンフラ維持管理技術/革新的防災・					
の科学技術に関する	導・促進や優れた技			減災技術」領域や「バイオ技術領域」					
計画を踏まえるとと	術の市場化に資する			に関する課題を継続していくことが					
もに、建築・都市計画	新技術の評価法・試験法の開発等のう			期待される。 ・平成28年度~令和2年度における競					
技術に対する社会的要請や国民のニーズ	映 伝の 開 宪 寺の り ち、民間の主体に委			争的資金等外部資金の獲得に努め、					
を的確に受け止め、	ねた場合には必ずし			計 13 億 9,079 万円を獲得した。さら					
民間の主体に委ねた	も実施されないおそ			に、査読付論文の発表数は 357 本と					
場合には必ずしも実	れがあるもので、国			なり、各年度において国土交通大臣					
施されないおそれが	立研究開発法人とし			の設定した目標値の 60 本を上回っ					
ある研究開発を実施	ての公正・中立な立			た。					
し、優れた成果の創 出により社会への還	場を活用することが できる研究開発を行			○「国の研究開発評価に関する大綱的指					
五により任会への遠 元を果たすものとす	Cさる研先開発を11   う。			→ 国の研究開発評価に関する人綱的指 針」に基づき、全ての研究開発課題と研					
る。その際、研究開発	その際、社会的・国			究開発以外の手段のまとまりを振り分					
等における国際的な	民的ニーズが高く、			けて2つの研究開発プログラムを策定					
動向や情報を的確に	早急かつ重点的に取			し、それぞれのプログラムディレクター					
把握するとともに、	り組む研究開発を実			のトップマネジメントで推進した。ま					
研究開発等に関する	施するとともに、長			た、年度末に社会のニーズ、アウトプッ					
国際的な連携や交流に努めるまでした。	期的な視点から必要な基準的の生態的研			トやアウトカムの観点を重視した研究					
に努めるものとす る。	な基礎的・先導的研 究開発に取り組む。			評価(内部、外部)を実施している。					
る。 そのため、建研は、	おお、研究開発の		   ○「安全・安心プログラム」を的確に推進	○巨大地震等の自然災害や火災等に対し					
その強みを遺憾なく	実施に当たっては、		するために、「過大入力地震に対する鋼	て、国民の安全・安心を確保できる強靭					
発揮することができ	大学・研究機関との		構造建築物の終局状態の評価手法と損	な住宅・建築・都市の実現や、省 CO2 環					
るよう、第6章2.	研究開発成果も含め		傷検知に関する研究」、「木質等の内装を	境への貢献、持続可能性、人口減少・少					
(4) において後述	た我が国全体として		有する建築物の避難安全設計技術の開	子高齢化に伴う住宅・建築・都市に関す					
するように、必要な	の研究開発成果の最		発」、「既存建築物の地震後継続使用のた	る諸課題の解決に適切に対応できる研究課題を記念している。					
研究体制を整備し、	大化のため、内容に		めの耐震性評価技術の開発」、「極大地震	究課題を設定している。					
その人材等を最大限 に活用することがで	応じ、国内外の大学、 研究機関、民間企業		に対する鋼構造建築物の倒壊防止に関 する設計・評価技術の開発」、「地盤特性						
1-14/11 1 D C C 11-1	奶儿戏肉、以用正禾	I	ノン吸用 印画区門の河光」、「地盆竹庄	1			]		

きるようにしたうえ で、社会的要請の高 い課題に重点的・集 中的に対応するもの とする。その際、研究 開発成果の最大化に 向けて、解決すべき 重要課題ごとに、複 数の研究開発課題の ほか、技術の指導や 成果の普及等も組み 合わせた研究開発プ ログラムを構成する ことによって、効果 的に国民生活及び社 会への成果の還元を 図るものとし、研究 開発プログラムは、 必要に応じてその内 容を見直すなど柔軟 な対応を図るものと する。

研究開発の実施に 当たっては、大学・研 究機関等の研究開発 成果も含めた我が国 全体としての研究開 発成果の最大化のた め、内容に応じ、国内 外の大学、研究機関、 民間企業等との適切 な役割分担のもと で、他分野との協調 も含めた幅広い視点 に立って、研究開発 の効果的かつ効率的 な連携を推進するも のとする。その際、共 同研究、政府出資金 を活用した委託研 究、人的交流等を効 果的に実施し、より 高度な研究開発の実 現と成果の汎用性の 向上に努めるものと し、また、競争的研究 資金等の外部資金の 積極的獲得に取り組 むことにより、研究 開発成果の最大化を 更に図るものとす

なお、研究開発等 の成果は、研究所 国連行 を 要を技術基準の 定等に活用される引 とから、建研な引 続き国とのとする。 を 図るものとする。

#### (2)社会的要請の高い 課題への重点的・集中 的な対応

現下の社会的要請 に的確に応えるため、温室効果ガスの 排出削減や安全・安 心をはじめとする持

等との適切な役割分 担のもとで、他分野 との協調も含めた幅 広い視点に立って、 研究開発の効果的か つ効率的な連携を推 進する。その際、大 学・研究機関等との 共同研究、政府出資 金を活用した委託研 究、国の機関に加え 大学・民間研究機関 等との人的交流等の 産学官連携を効果的 に実施し、より高度 な研究開発の実現と 成果の汎用性の向上 に努める。また、他の 研究機関とも連携し て戦略的な申請を行 うなど競争的資金等 の外部資金の積極的 獲得に取り組むこと により、建研のポテ ンシャル及び研究者 の能力の向上を図る とともに、研究開発 成果の最大化を更に 図る。

### (2)社会的要請の高い 課題への重点的・集中 的な対応

中長期目標に記載 された社会的要請の 高い課題に的確に対 応し、研究開発成果 の最大化を図るた を考慮した建築物の耐震設計技術に関する研究」、「センサやロボット技術を活用した高度な火災安全性の確保に向けた技術開発」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の地震後継続使用のための耐震性評価手法の開発」、「水害リスクを踏まえた建築・土地利用とその誘導のあり方に関する研究」等の課題に取り組んだ。

○「持続可能プログラム」を的確に推進す るために、「建築物の環境性能に配慮し た省エネルギー性能の評価に関する研 究」、「中高層木造建築物等の構造設計技 術の開発」、「RC造建築物の変状・損傷 の早期確認と鉄筋腐食の抑制技術等に 関する研究」、「地域内空きスペースを活 用した高齢者の居場所づくりに関する 研究」、「熟練技術者・技能者の減少を克 服する建築の合理的品質管理体系に関 する研究」、「建築物の室内環境性能を確 保した省エネルギー性能評価の実効性 向上」、「木造建築物の中高層化等技術に 関する研究開発」、「建築材料の状態・挙 動に基づくRC造建築物の耐久性評価 に関する研究」、「多様な建築生産に対応 するプロジェクト運営手法に関する研 究」、「ライフサイクルにおける建築情報 の活用技術の開発 | 等の課題に取り組ん だ。

○建築基準法その他の建築・住宅関連法 令に関わる他機関では取り組みにくい 重要な研究に取り組んでおり、その成果 は、今後の防災・減災対策や、省エネル ギー促進、木材利用推進等への利活用が 期待できる。

研究評価委員会においては、以下の観点から外部評価を受けた。

- ○成果・取組が国の方針や社会のニーズ に合致しているか。
- ・建築研究所に設置された外部評価委員 会において下記の点が評価され、 a 評 価とされた。
- ・平成 28 年熊本地震(H28)や糸魚川市大規模火災(H28)、北海道胆振東部地震(H30)、令和元年台風第 15 号(R元)や福島県沖を震源とする地震(R3)などの自然災害に関する調査研究の推進などを行った。
- ・研究成果は、建築物省エネ法関連の技術 基準の策定、中高層木造建築の耐火性 能や耐震性能に関わる技術基準の策 定、BIMの導入環境の整備等に結びつい ている。
- 「society5.0」における IoT 等技術を活用した建築分野の i-Construction の進化、働き方改革への貢献に努めている。
- ○国土交通省の要請に基づく、平成28年 4月14日および同年4月16日に発生 した平成28年熊本地震により被害が生 じた熊本県内の5市5町2村における 建築物等や、令和元年9月に発生した令 和元年台風第15号に伴う強風によって 被害が生じた千葉県(富津市、鋸南町、 南房総市、館山市)と東京都島嶼部(神津 島、新島)の建築物等を対象とした国土 技術総合政策総合研究所と共同による 現地調査など、計9件の災害調査を実施 し、調査結果を報告資料としてとりまと め、建築研究所HP上で公表した。
- ○平成 28 年熊本地震(H28)や糸魚川市大規模火災(H28)、大阪府北部地震(H30)、 令和元年台風第 15 号(R元)や福島県沖 を震源とする地震(R3)等による建築物 被害の被害状況等に関する調査などを 行った。

また、調査結果の公表、結果に基づく外 部委員会への参画を通じて、技術基準 整備に協力するなどの取組みを行っ た

続可能な住宅・建築・ 都市の実現に向けた 研究開発等に重点 的・集中的に対応し、 国が実施する関連行 政施策の立案や技術 基準の策定等に反映 することができる研 究開発成果をあげる ことを目指すものと する。その中で、国が 将来実施する関連行 政施策の立案や技術 基準の策定等を見据 え、長期的な視点も 含めて、我が国の建 築・都市計画技術の 高度化や建築の発 達・改善及び都市の 発展・整備の課題解 決に必要となる基礎 的・先導的な研究開 発についても機動 的・計画的に進める ものとする。

め、解決すべき重要 課題ごとに、複数の 研究開発課題のほ か、技術の指導や成 果の普及等も組み合 わせた研究開発プロ グラムを構成するこ とによって、効果的 に国民生活及び社会 への還元を図り、研 究開発プログラム は、必要に応じてそ の内容を見直すなど 柔軟な対応を図る。

- ○国内外の大学、民間事業者、研究開発機 関との連携・協力の取組を、次のとおり 行った。
- ・「火災旋風の発生条件の把握に関する研 究」や「CLT パネル構法に関する研究」、 「省エネ技術の評価のための簡易熱負 荷計算法の検討に関する研究」をはじ め、外部の研究機関と共同研究を 80 件 実施した。その他、令和3年度において 38 件の共同研究を実施しているところ である。
- ・計 118 件のうち 39 件は、国土交通省の 建築基準整備促進事業の補助金を受け た民間事業者等との共同研究であり、建 築基準の整備を促進する上で必要とな る基礎的な調査研究及び技術基準の原 案の基礎資料の作成等を行った。
- ○海外研究機関等との共同研究を含め、 平成28年度~令和2年度における共同 研究参加者数は、590者であった。
- ・国内から、客員研究員 216 名、交流研究 員 101 名、合計 317 名を受け入れた。ま た、海外から、研究者164名を受け入れ
- ○令和3年度も引き続き、研究開発を効 率的・効果的に推進するため、研究開発 テーマの特性に応じた適切な役割分担 のもと積極的な産学官連携を進める。
- 民間事業者・研究機関との共同研究や 研究者の受入等の取組みを実施した。 ○国内外の大学、民間事業者、研究開発機 関との連携・協力の取り組みが適切か つ十分であるか。

○研究開発の効果的・効率的な推進のた

め、建築基準の整備促進等の重要な政

策課題に対応するなど、国内外の大学・

- ・建築研究所に設置された外部評価委員 会において下記の点が評価され、a評 価とされた。
- ・平成28年度~令和2年度における共同 研究参加者数は590者となっており、各 年度において国土交通大臣の設定した 目標値の100者を上回った。
- ・国をはじめ、民間事業者や研究開発機関 と適切に連携体制を構築し、研究開発 に取り組んでいる。
- の取組みを実施した。
- ・理事長等で構成する所内の競争的資金 審査会を 27 回開催し、64 名・合計 60 件の申請課題について、申請内容の事 前ヒアリングを行い、競争的資金等の 組織的かつ戦略的な獲得に努めた。
- ○その結果、次のとおりであった。
- ・この結果、平成28年度~令和2年度の 獲得課題は計104課題であり、計13億 9,079万円の外部資金を獲得した。
- ・このうち、科学研究費助成事業について は、平成28年度~令和2年度は計71課 題であり、獲得額は2億4,127万円と なった。
- ○外部資金を獲得するための新たな取組 として、国の予算制度である、官民研究 開発投資拡大プログラム (PRISM) 及び 戦略的イノベーション創造プログラ (SIP) について取組んでいる。
- ・PRISM において、創設された平成30年 | ○PRISMについては、実被害を想定した架 度より「革新的建設・インフラ維持管理 技術/革新的防災・減災技術」領域にお いて 2 課題を継続実施しているほか、 令和元年度からは、新たに創設された 「バイオ技術領域」において、1課題を

○競争的資金等の積極的獲得に関し、次 ○競争的資金審査会等により、競争的資 金等の組織的かつ戦略的な獲得に努 め、建築研究所の役割(ミッション)に 合致した前年度と同水準の競争的資金 等外部資金を獲得した。

> 構レベルの計測・AI 技術の検証のため の検討や平角材を用いた試験を実施し た。また、BIMにおいては、確認申請用 BIM モデルの作図標準案の拡張とガイ ドラインの開発を行った。

		継続実施している。		
		・SIP において、防災科学技術研究所他の機関と共同で SIP 第 2 期(平成 30 年度 ~令和 4 年度)より、「国家レジリエンス (防災・減災)の強化」課題において、2 つの研究題目に取り組んでいる。令和3 年度においては、SIP 第 2 期を着実に進捗させるとともに、次期 SIP の課題検討が開始されることとなるため、引き続き、新たな課題提案にも取組んでいく。	○SIP については、市街地の建築物に特化した被害状況解析システム構築に向け、衛星 SAR、建物センサー、ドローン等の各種ツールの開発や実用性検証等を実施した。また、火災画像解析システム及び火災延焼リスク評価システムの開発に着手した。	
		○研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上に寄与するよう、令和3年度も引き続き競争的資金の積極的活用に取り組む。		
		流等による国際連携として、平成28年度~令和2年度において次の取組を実施した。 ・協定期間が終了した案件を含め30件の研究協定を締結して研究協力を進め	○海外との共同研究協定は過年度からの 継続案件を含め30件、海外からの研究 者の受入は84人となっており、国際的 な交流や連携も進めている。	
		た。 <ul> <li>・国際会議等への役職員派遣回数は延べ 112 件 147 名であった。</li> <li>・海外からの研究者を84名受け入れた。</li> <li>○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、平成28年度〜令和2年度において次の取組を</li> </ul>		
		実施した。 ・ ISO 国内委員会 57 件、国際委員会 2 件に役職員を派遣した。 ・ アジア等から 39 件 340 名の視察を受け入れた(海外全体で 71 件、592 名)。 ○ その他の国際協力活動を、平成 28 年度~令和 2 年度において次のとおり実施した。 ・ JICA の要請に基づき 9 件の技術協力案件について職員を海外へ派遣した。 ○ 令和 3 年度も引き続き、海外研究機関等との研究協力、人的交流、海外からの研究者の受け入れ、役職員の国際会議等への派遣等を通じて、国際的な貢献に努める。	○ISO 委員会に役職員を派遣し、国際標準 に対する貢献を着実に実施した。	
ア)技術の指導 国から技術的支援 の要請があった場合 等には、的確に対応するものとする。 具体的には、国の政策の企画・立案や技術主護係のとする。 具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や技術を支援をはじめ、技術 を保る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、技術の指導を実施する。	)政策の企画立案や技術基準策定等 に対する技術的支援が適切かつ十 分に行われているか	○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、平成28年度~令和2年度において次の取組を実施した。・技術指導 1,360件 (内訳は、次のとおり) ①国、地方公共団体等からの依頼による審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣1,308件 ②基準の解説等、実務上有益な書籍の編集・監修43件 ③ JICA を通じた技術協力 9件 ・国の施策に関する評価事業 2件	○政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか。 ・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、a評価とされた。 ・国土交通省「建築構造基準委員会」や「建築 BIM 推進会議」、文部科学省「科学技術専門家ネットワーク・専門調査員」、経済産業省「総合資源エネルギー調査会」など様々な委員会等に参画した。 ・技術指導件数の各年度平均は272件であり、国土交通大臣の設定した目標値の240件に対して113%となっている。さらに、これに付随する会議等への参画に	
の指導を的確に実施するものとする。       また、建研法第1         4条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対       また、国立研究開発法人建築研究所法         一年成11年法律第		○国の施策に関する技術的支援の結果、 平成28年度~令和2年度において策定	よる行政協力も相当数実施していることから、研究開発成果の最大化は十分図られていると評価した。  ○成果・取組が社会的価値(安全・安心で心豊かな社会等)の創出に貢献してい	

応するものとする。 さらに、独立行政 法人国際協力機構 (JICA) 等の国際協 力活動を行う団体に 対する技術の指導を 実施するものとす

### イ) 成果の普及等

研究開発成果につ いては、国が実施す る関連行政施策の立 案や技術基準の策定 等の業務に容易に活 用することができる 形態により取りまと めるとともに、解説 書等の作成や講演会 の実施を通じてこれ らの技術基準等の普 及に協力するものと

する。 また、研究開発成 果の効果的な普及の ため、国際会議も含 め関係学会での報 告、内外学術誌での 論文掲載、成果発表 会、メディアへの発 表を通じて技術者の みならず広く国民へ の情報発信を行い、 外部からの評価を積 極的に受けることと し、併せて、成果の電 子データベース化や インターネットの活 用により研究開発の 状況、成果を広く提 供するものとする。

さらに、出資を活

用し、民間の知見等

を生かした研究開発

成果の普及を促進す

るものとする。

206号) 第14条 による指示があった 場合には、法の趣旨 に則り迅速に対応す

さらに、独立行政 法人国際協力機構 (以下「JICA」とい う。) 等の国際協力活 動を実施する団体と 連携し、開発途上国 からの研究者等を受 け入れるほか、国等 からの要請に基づく 災害調査、その他技 術調査や技術指導の ために、海外への職 員派遣を行う。

#### イ) 成果の普及等

研究開発成果につ いては、国が実施す る関連行政施策の立 案や技術基準の策定 等の業務に容易に活 用することができる 形態により取りまと めるとともに、解説 書等の作成や講演会 の実施を通じてこれ らの技術基準等の普 及に協力する。

また、研究開発成 果の効果的な普及の ため、国際会議も含 め関係学会での報 告、内外学術誌での 論文掲載、成果発表 会、メディアへの発 表を通じて技術者の みならず広く国民へ の情報発信を行い、 外部からの評価を積 極的に受けることと し、併せて、成果の電 子データベース化や インターネットの活 用により研究開発の 状況、成果を広く提 供する。

さらに、出資を活 用し、民間の知見等 を生かした研究開発 成果の普及を促進す る体制を構築する。

された技術基準で建築研究所が関与し たものは103件であった。

- ○JIS 62 件、ISO 57 件についても、国 内外の委員会に参加した。
- ○令和3年度も引き続き、災害その他技 術的課題への対応のため、外部からの 要請等により国や地方公共団体に役職 員を派遣し、所要の対応にあたらせる など、技術指導を的確に実施する。

ろか

- ・建築研究所に設置された外部評価委員 会において下記の点が評価され、a評 価とされた。
- ・技術基準や関連法令を通じて持続可能 な社会や生活環境の構築に貢献するこ とが期待できる。

#### 評価軸

- (1)研究開発成果を適切な形で取り まとめ、関係学会での発表等による 成果の普及が適切に行われている
- (2) 社会に向けて、研究・開発の成 果や取組の科学技術的意義や社会 経済的価値を分かりやすく説明し、 社会から理解を得ていく取組を積 極的に推進しているか

#### 評価指標

- ○発表会、国際会議の主催数 (目標値:10回以上)
- ○査読付き論文の発表数 (目標値:60報以上)
- ○研究施設の公開回数 (目標値:2回以上)

#### モニタリング指標

- ○刊行物の発行件数
- ○ホームページのアクセス数
- ○論文等の発表数(査読付きを含む。)

- ○研究開発成果を適切な形で取りまと め、関係学会での発表等による成果の 普及を、平成28年度~令和2年度にお いて次のとおり実施した。
- ・国が実施する関連行政施策の立案や技 術基準の策定等の業務に容易に活用し うる形態として、研究成果を取りまと めた報告書を「建築研究資料」として6 件出版し、ホームページで公表した。こ れらは、建築行政実務等に活用されて いる。
- ・研究開発成果を発表するため、建築研究 所講演会をはじめ、52回の発表会等を開 催した。国際会議を含めた開催数は60 回となる。
- ・査読付き論文 357 報をはじめ、2,158 報 の論文等を発表した。
- ○社会に向けて分かりやすく説明し、平 成28年度~令和2年度において社会か ら理解を得ていく取組を、次のとおり実 施した。
- ・施設一般公開を計105回実施した。
- ・分かりやすいウェブサイト、迅速な情報 発信、掲載情報の充実を心がけ、合計約 4,722万件のアクセスがあった。また、 令和元年度は YouTube チャンネルを作 成し、PR動画をアップロードした。
- ・最新の研究成果・知見を研究者が一般の 読者にわかりやすく執筆した広報誌「え ぴすとら」を計 12 回発行し、毎号約 1,400 部配布した。またホームページか らもダウンロードできるようにしてい
- ○建築物省エネルギー法の施行に対応し た、省エネルギー・低炭素化に向けた成 果の普及として、平成28年度~令和2 年度において次の取組みを行った。
- ・特設ページに、随時、計算支援プログラ ムや補助ツール、解説書や参考資料を 掲載・更新し、合計約974万件のアクセ

- ○研究成果を適切な形でとりまとめ、関係 学会での発表等による成果の普及を適 切に行うとともに、社会から理解を得て いく取組を積極的に推進しているか。
- ・建築研究所に設置された外部評価委員 会において下記の点が評価され、最高評 価である a 評価とされた。
- ・平成28年度~令和2年度において発生 した地震や火災、台風等による建築物等 の被害に関する調査研究の成果を報告
- ・様々な機会を通じて、広く社会に成果を 公開しており、蓄積した成果等の普及 や社会から理解を得ていく取組みを積 極的に推進している。
- ・査読論文数の各年度平均は約71報であ り、国土交通大臣の設定した目標値の 60 報に対して 118%と上回った。
- C L T 実験棟及びツーバイフォー6階 建て実大実験棟に関しては、令和2年 度末までに累計 3,845 人の視察者が訪 れ、成果の普及に大きく貢献したとい える。その他、所内の実験施設への視察 を受け入れ、政府関係者をはじめ、研究 者、自治体関係者、設計実務者等に、最 新の研究成果を説明・発信している。
- ・施設一般公開、ウェブサイト等を通じ て、社会に向けて研究開発の成果や取 組の科学技術的意義や社会経済的価値 を分かりやすく説明し、社会から理解 を得ていく取組を積極的に推進した。
- 建築研究資料の出版、成果発表会の開 催、論文発表等により、研究開発成果の 普及を適切に行った。平成28年度~令 和2年度において建築研究資料を31件 出版・公表し、これらの資料等が建築行 政実務等に活用されていることは成果 といえる。
- ○建築物省エネルギー法の施行に対応し た、省エネルギー・低炭素化に向けた成 果の普及に精力的に取り組み、その成 果が広く活用されている。

	スがあった。	
	○令和3年度も引き続き、研究成果の効果的かつ広範な普及を図るため、研究成果の出版、論文発表等を積極的に行うとともに、知的財産の適正管理に取り組む。	

(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2	研修に関する事項		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号
		別法条文など)	
当該項目の重要度、困難	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する研究開発評価、政策	(研究開発評価、政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビ
度	【重要度:高】	評価・行政事業レビュー	ューシートの番号を記載)

# 2. 主要な経年データ

主な参考指標	[情報							②主要なインプット情	報(財務情	青報及び人	員に関する	情報)		
	目標値	(参考) 27年度	28年度	29年度	3 0 年度	元年度	2年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
JICA による 研修を 対する で がする で で で で で で で で で で で で で で で で で の で の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の に の	80 以上	_	91	91	93	91	96	予算額(千円)	161, 515	154, 739	166, 412	166, 367	168, 802	
研修修了者 数(人)	_	50	55	62	46	38	16	決算額(千円)	149, 689	148, 927	144, 403	159, 890	153, 953	
								経常費用 (千円)	167, 819	165, 936	160, 319	187, 408	158, 079	
								経常利益 (千円)	2, 529	3, 066	5, 785	4, 691	3, 822	
								行政サービス実施コスト(千円) ※令和元年度以降は会計基準見直しに基づき行政コスト(千円)を記載	150, 962	136, 817	145, 282	264, 921	166, 431	
								従事人員数(人)	9	8	9	10	12	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2)上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

中長期目標	中長期計画	主な評価軸 (評価の視点)、	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣に	こよる評価	
		指標等	主な業務実績等	自己評価	( 見			
2. 研修に関する事項 する事項 対策をに関する事項 対策をとり、 対策を全様の開地が工施のが、 大きでは、では、 大きでいる、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでいる、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでいる、 大きでは、 、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 は、 大きでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	2. 研修に関する計画 計画では関する計画 計画では関する計画の行と関する計画の行と関係を 発達を が表するとに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	評価軸 ○研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切になされているか 評価指標 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値(目標値:80点以上) モニタリング指標 ○研修修了者数	<主要な業務実績>  ○国際地震工学研修に関し、平成28年度 ~令和2年度に次の取組を実施しており、引き続き取組を実施する予定である。 ・研修修了生は38名となった。 ・通年研修では、のべ53か国、89名の研修生が研修を終了した。令和3年度については10か国、15名を受け入れている。 ・グローバル地震観測研修では、のべ52か国、62名の研修生が研修を終了した。 ・スペイン語による中南米地震工学研修では、のべ32か国、62名の研修生が研修を終了した。 なお、グローバル地震観測研修と中南	<b>&lt;評定と根拠&gt;</b> 評定:A	評定 <評定に至った。 (業務運営のは 創出の状況及の期待等を踏 拠を具体的かく今後の課題 (検出した課題では、 全体の見直しを記載)	た理由> 状況、研究開発成果の なび将来の成果の創出 まえ、評定に至った根 つ明確に記載) > 題、今後の業務・組織 に反映すべき事項等	評定 <評定に至った (見込評価時 には重点的に理 <今後の課題> (見込評価時	に理由> との乖離がある場 理由を記載) > に検出されなかっ 目標の変更が必要 いば記載)
	関する最新の知見を反映させる。		米地震工学研修について、令和2年度の研修は、新型コロナウィルスの世界的感染により次年度に延期し、令和3年度の研修と合わせて実施する予定である。  〇JICAによる研修終了者に対するアンケート調査における研修評価の有用性に関する評価の平均値は平成28年度~令和2年度で平均して約92点であった。  〇研修内容の充実、研修の広報・普及と研修効果の充実のため次の取組を実施した。引き続き取組を実施する予定である。 ・研修のカリキュラムに地震工学の個別研究課題(運営費交付金7課題、所外予算10課題)の最新の知見を反映させた。	○最新の地震工学の研究成果を反映させ、研修内容を見直し、より充実したカリキュラムとしている。 ○研修修了者の総数は、令和2年度において105か国・地域から延べ1,931人	(審議会の意	見を記載するなど)		
			● 10 味過の取材の知光を反映させた。 ○研修内容を充実させるため、 ・国内外で発生した大地震に関する情報の公開、英文講義ノートや講義ビデオの公開、e-ラーニングシステムの公開と充実などを進めている。 ・平成23 年東日本大震災や平成28 年熊本地震、平成30 年北海道胆振東部地震で得られた知見を研修内容に組み入れ講義で説明するとともに、東北方面や九州方面への被災地視察を実施し、津波専門家による津波被害の内容や、震災からの復興過程を学ぶ機会を提供している。	情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上での現地での協力・支援を得られる等のメリットを享受できた。  ○地震学、地震工学、津波学の分野間の交流・連携を深めるため、研修生や他研究所の研究者等を対象に国際地震工学セミナーを開催している。平成28年度~令和2年度までに、のべ15回開催し令和2年度は研修修了生等が海外からも				
			○地震学や地震工学に関する国際的共通 課題の解決に貢献するため、研修修了 者等のヒューマンネットワークによる 情報収集や研究等を行い、情報交換の 活性化を図った。また、これまでの情報 交換のネットワークをより充実させる ため、Newsletter (機関誌)の発刊(毎	(機関誌)を約1,200名を超える研修修 了生等に対して毎月1回、合計60回発 行した。またFacebookページにて実施 中の研修情報の記事や写真を主に投稿				

	月)、YEARBOOK(研修修了生名簿)の情	<ul><li>○研修の概要等を掲載している国際地震</li><li>工学センターホームページへのアクセ</li></ul>	
	報更新(2年毎)を行っている。また、	•	
	適時、研修情報を発信できるツールと	ス数は、平成28年度~令和2年度において作りの70万円はよった。	
	して、Facebook を平成 30 年 9 月に開設	いて約9,978万件となった。	
	し、10月から運用を開始している。		
		〇外部学識経験者で構成された研修評価 エロシンスを存在しています。	
	○効果的・効率的な研修の実施に努める	委員会による評価結果は、平成28年度	
	ため、評価実施要領を定め、研修修了者	は「適切である」(A評価)、平成29年	
	数やアンケート結果等を指標とした	度~令和2年度は「適切かつ大きな成	
	「研修成果」と「研修効果の充実を図る	果」(A+) であった。	
	取り組み」を対象にした自己評価を実		
	施した。また、外部学識経験者で構成さ		
	れた研修評価委員会による外部評価を		
	実施した。		
	評価での指摘点等は、次回以降の研修		
	に反映させるよう、PDCA サイクルの確		
	立を図った。		
	○令和3年度も引き続き、開発途上国等		
	の地震防災対策の向上に資するため、		
	研修と関連研究を着実に実施し、人材		
	育成に努める。また、IISEE-UNESCO レ		
	クチャーノートや津波シミュレーショ		
	ン等、研修成果の普及を通して、地震学		
	や地震工学など世界共通の課題解決に		
	貢献する国際協力活動を行う。		

(諸情勢の変化、評価対象法人に係る分析等、必要に応じて欄を設け記載)

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(見込評価<del>、期間実績評価</del>) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要 事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
n	業務運営の効率化に関する事項								
ა	(業務の改善の取組、業務の電子化)								
当該項目の重要度、困難	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する政策評価・行政事業	(政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシート						
度		レビュー	の番号を記載)						

2. 主要な経年デー	-タ							
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度	2 9 年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率(%)	毎年度、前 年度の予算 額に対して 3%相当	_	3. 0	3. 0	3.0	3.0	3. 0	
業務経費のうち 業務運営の効率 化に係る額の削 減率(%)	毎年度、前 年度の予算 額に対して 1%相当	_	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
研究評価委員会 の開催数 (回)	_	2	2	2	2	2	2	

中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、	 法人の業務実	績・自己評価		主務大臣に	よる評価
		指標等	主な業務実績等	自己評価	(		(期間実績評価)
					評定		評定
第4章 業務運営の効 率化に関する事項	第2章 業務運営の効 率化に関する目標を	<主な定量的指標> ○研究評価委員会の開催数	<主要な業務実績>	   <b>&lt;評定と根拠&gt;</b>   評定:B	<評定に至っ	た理由>	<評定に至った理由>
	達成するためとるべき措置	○一般管理費のうち業務運営の効率 化に係る額の削減率	○効素的な組織運営のため 次の取組を	○業務運営の効率化に関する事項に関し			(見込評価時との乖離がある
1.業務改善の取組に関	1.業務改善の取組	(目標値 3%)	実施した。	て、着実な業務運営を実施したこと、令	<今後の課題		合には重点的に理由を記載)
する事項 (1)効率的な組織運営	(1)効率的な組織運営	○業務経費のうち業務運営の効率化 に係る額の削減率	・総務部、企画部等の研究支援部門の職員 を可能な限り外部の研修会等に参加さ	和3年度においても引き続き、着実な 業務運営を実施していくことからB評		題、今後の業務・組織	
研究ニーズの高度化・ 多様化等の変化に機動	研究ニーズの高度 化・多様化等の変化へ	(目標値 1%)	せた。非常勤職員を対象に事務説明会 を開催した。	価とした。		に反映すべき事項等	(見込評価時に検出されなか
的に対応し得るよう、柔 軟な組織運営を図るも	の機動的な対応や業 務管理の効率化の観	<評価の視点> (1)国の大綱的指針に基づく研究評	○令和3年度も引き続き、研究開発ニー	   ○研究開発プログラムの実施、研究支援	を記載)		た課題、新中長期目標の変更が   要になる事項等あれば記載)
のとする。	点から、研究部門での	価を適切かつ効率的に行っている	ズの高度化、多様化等への機動的な対	業務の質と運営効率の向上を図り、効	   <その他事項	i >	安になる事項等の400x記載) <その他事項>
	職員をフラットに配 置する組織形態を基	(2)業務運営の効率化に取り組んで	応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。	率的な組織運営を推進している。		(見を記載するなど)	
	本とし、効率的な運営 体制の確保を図る。	いるか (3)契約の適正化を推進しているか			八田 門及二八〇	70 C HOTA / 0 6 C /	
<ul><li>(2) PDCA サイクルの</li><li>徹底 (研究評価の的</li></ul>	(2) PDCA サイクルの 徹底(研究評価の的確		○研究評価を次のとおり実施した。 ・「国の研究開発評価に関する大綱的指	○研究評価実施要領に則り、国の大綱的 指針に基づく研究評価を適切に行って			
確な実施)	な実施)		針」を踏まえた「国立研究開発法人建築	いる。			
研究開発等の実施 に当たって研究評価	研究課題の選定及 び研究開発の実施に		研究所研究評価実施要領」に基づき、事 前評価、年度評価、終了時評価、追跡評				
を実施し、評価結果 を研究開発課題の選	当たっては、評価結 果を適切に反映させ		価の枠組みを整備し、それぞれについて 自己評価、内部評価、外部有識者委員会				
定・実施に適切に反映させるとともに、	て研究開発に取り組むため、研究評価実		による外部評価を着実に実施した。 ・研究開発の必要性、他の機関との連携及				
研究成果をより確実	施要領に沿って、建		び役割分担、建築研究所が実施する必要				
に社会へ還元させる 視点での追跡評価を	研内部での相互評価 による内部評価と外		性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、 研究体制等について、研究評価を行っ				
実施するものとす る。その際、長期性、	部の学識経験者、専 門家等による外部評		た。 ・平成28年度~令和2年度において、毎				
不確実性、予見不可	価により、事前、年		年2回の研究評価を実施し、第1回研究 評価では、その年度に実施する課題の事				
能性、専門性等の研 究開発の特性等に十	度、見込、終了時の評 価を行うこととし、		前評価を行う。平成28年度~令和2年				
分配慮して評価を行 うものとする。	当該研究開発の必要 性、建研が実施する		度に実施する課題の事前評価では計 46 課題について実施した、第二回は「安全・				
	ことの必要性、実施 状況、成果の質、研究		安心プログラム」、「持続可能プログラム」の研究開発プログラム及び 18 課題				
	体制等について評価		について評価した。令和2年度において				
	を受ける。評価結果 は、研究開発課題の		は、第4期中長期目標期間終了年度の前 年度であるため年度評価に加えて、中長				
	選定・実施に適切に 反映させるととも		期目標期間全体の取組について見込評 価を行った。				
	に、研究成果をより 確実に社会へ還元さ		○令和3年度も引き続き、研究評価結果				
	せる視点での追跡評		を研究開発課題の選定・実施に適切に反				
	価を実施する。なお、 評価は、長期性、不確		映させるとともに、研究成果をより確実 に社会へ還元させる視点で研究評価を				
	実性、予見不可能性、 専門性等の研究開発		実施していく。				
	の特性等に十分配慮						
	して行う。また、研究 評価の結果について						
	は、外部からの検証 が可能となるよう公						
(3)業務運営全体の効	表を原則とする。 (3)業務運営全体の効		○業務運営の対索ルの原知します。場の	○マウトリーミハノガの批准燃けてより、坐が			
(3) <del>果</del> 傍連呂生体の効 率化 運営費交付金を充	(3) <del>案務連</del> 呂宝体の効 <b>率化</b> 運営費交付金を充		とおり実施した。	○アウトソーシングの推進等により業務 運営の効率化に適切に取り組んでい			
単音質交行金を光 当し行う業務につい ては、所要額計上経	単角質交列金を売 当し行う業務につい ては、所要額計上経費		・研究補助業務、研究支援業務のアウトソ ーシングを推進している。	る。			
費及び特殊要因を除	及び特殊要因を除き、		・事務用品の共同調達、施設管理等業務の 15				

き、以下のとおりと

契約については 「独立行政法人にお ける調達等合理化の 取組の推進につい て」(平成27年5月 25日総務大臣決 運営の効率化を図る ものとする。また、契約に関する情報の公 表により、透明性の確保を図るものとす る。随意契約については「独立行政法人 の随意契約に係る事 務について」(平成2 6年10月1日付け 総管査第284号総 務省行政管理局長通 知)に基づき明確化 した、随意契約によることができる事由 により、公正性・透明 性を確保しつつ合理 的な調達を実施する ものとする。さらに、 国立研究開発法人土 木研究所等との共同 調達の実施等によ り、業務の効率化を 図るものとする。

以下のとおりとする。 一般管理費のうち 業務運営の効率化に 係る額について、毎年 度、前年度の予算額に 対人 て3%を削減す

また、業務経費のう また、業務経費のう 主業務運営の効率、毎 に係る額について、毎 年度、前年度の予削減 に対して1%を削減 する。

契約については、 「独立行政法人にお ける調達等合理化の 取組の推進について」 (平成27年5月2 5日総務大臣決定)に 基づく取組を着実に実施すること等によ り、契約の適正化を推 進し、業務運営の効率 化を図る。随意契約に ついては、「独立行政 法人の随意契約に係 る事務について」(平成26年10月1日 付け総管査第284 号総務省行政管理明確 長通知)に基づき明確 化した、随意契約によ ことができる事由 により、公正性・透明 性を確保しつつ合理 的な調達を実施する。 また、契約に関する情 報については、ホーム ページにおいて公表 し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国 立研究開発法人土木 研究所等との共同調 達の実施等により、業 務の効率化を図る。

受益者の負担を観点の負担を観点の負担を観点のよりを表した。技術指導料の適定に引いる。

寄附金については、 受け入れの拡大に努 める。

- 3機関連名による複数年契約を実施している。
- ・実験施設等の外部機関への貸出について、手続き等の情報をホームページで 公表し実施している。
- ・技術指導及び特許関係について、対価を 適切に設定し徴収した。
- ・節電対策として、特定装置の使用計画の 事前提出による使用電力量の把握等の 対策を実施している。
- ○これらの取組により、一般管理費及び 業務経費ともに予算に定める範囲内で 適切に執行した。引き続き、予算に定め る範囲内で適切に執行するよう努めて いく.
- ○契約の適正化の推進として、次の取組 を実施した。引き続き、取組を実施する 予定である。
- ・契約審査会や契約監視委員会等により 契約における競争性と透明性を確保し た
- ・一者応札、一者応募への対応として、公告期間の十分な確保や応募要件の総和、見直しに加え、発注予定情報については、ホームページに掲載し、公告とはぼ同時に調達情報メールの配信を行っている。また、調達情報のメール配信サービスについて記載したチラシをシンポジウム等で配布している。令和2年度においては新たな取組として、一定の個別契約毎に一者応札、一者応募の改善に向けた取組を契約審査会にての改善に向けた取組を契約審査会にての改善に向けた取組を契約審査会に不の改善に向けた取組を契約審査会に不の改善に向けた取組を契約審査会に不の改善に向けた取組を契約審査会に不必該の方と結果、競争入札の方を一者応札・一者応募の割合が令和元年度と比べて21%減少した。
- ○令和3年度も引き続き、一般管理費や 業務経費の節減及び契約の適正化等を 図り、業務運営全体の効率化に努める。
- ○内部統制の充実・強化のため、次の取組 を実施した。引き続き、取組を実施する 予定である。
- ・会議等により、組織の姿勢や役割(ミッション)を職員に徹底、重要な外部情報 を所内で共有した。
- ・内部評価を加味した予算配分を実施した
- ・研究費不正使用防止のため所内会議に て注意喚起を実施した。
- ・令和2年度においては、令和2年7月に 所内研究者及び役職員を対象として、 APRIN e-ラーニングプログラム「建築研 究所 研究倫理教育コース 2020」の受 講と、日本学術振興協会提供のテキス ト教材「科学の健全な発展のためにー 誠実な科学者の心得ー」の通読を依頼 し、不正防止に向けた更なる取組を実 施した。
- ・コンプライアンス携帯カードを全職員 に配布した。
- ・労働安全衛生法に規定する職場巡視を定期的に実施した。

○平成28年度~令和2年度において、一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。

○契約審査会や契約監視委員会により、 契約における競争性と透明性を確保す る等、契約の適正化を推進している。

○内部統制の充実・強化に適切に取り組み、業務運営全体の効率化を図っている。

2.業務の電子化に関する事項 業務の電子化に関す 業務の電子化について、経済性を勘をして、経済性を勘をした。 手続きの簡素化・ともに、利便性の向上に努めるものとする。	業務の電子化について、経済性を勘案しつ かて、経済性を勘案し つつ推進し、事務手続	○所内イントラネットの活用等、情報化・電子化を推進した。引き続き、情報化・電子化を推進する予定である。 ・平成28年度~令和2年度にかけて、建築研究所全体での紙の購入枚数及び職員1人あたり購入枚数がともに減少している。	<ul><li>○業務の電子化に取り組み、業務運営全体の効率化を図っている。</li></ul>	

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4	財務内容の改善に関する事項								
4	(予算・収支計画・資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡等に関する計画、剰余金の使途、積立金の使途)								
当該項目の重要度、困難	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する政策評価・行政事業	(政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシート						
度		レビュー	の番号を記載)						

6	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる 達成目標 指標	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
	運営費交付金執	95. 3	98. 2	92.8	87. 9	88. 1	91.8				

中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣に	よる評価	
		指標等	主な業務実績等	自己評価	(	見込評価)	(期間	実績評価)
					評定		評定	
第5章 財務内容の改 <b>善に関する事項</b> 運営費交付金を充 当して行う業務につ	第3章 予算(人件費の 見積りを含む。)、収支 計画及び資金計画 (1)予算	<主な定量的指標> ○運営費交付金執行率 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○予算を計画的かつ効率的に執行し、収	< <b>評定と根拠&gt;</b> 評定: B ○財務内容の改善に関する事項に関し	<評定に至っ		.,	との乖離がある場
いては、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執	(2) 収支計画 (3) 資金計画	○中長期計画の予算による運営を適 切に行っているか	支計画及び資金計画も計画のとおり実施した。	て、着実な業務運営を実施したこと、令和3年度においても引き続き、着実な業務運営を実施していくことからB評	< 今後の課題 (検出した調	夏> 県題、今後の業務・組織	合には重点的に	
行を図るものとす る。 また、独立行政法	第4章 短期借入金の		○第四期中長期目標期間において、計画 額を 70 百万円上回る純利益を計上し た。	価とした。 〇予算、収支、資金については、それぞれ	全体の見直 を記載)	ンに反映すべき事項等		に検出されなか、 長期目標の変更が』
人会計基準(平成1 2年2月16日独立 行政法人会計基準研	<b>限度額</b> 予見し難い事故等 の事由に限り、資金		○平成 28 年度~令和 2 年度において、予 見し難い事故等はなく、短期借入の実	の計画に基づき適正に実施した。	くその他事項	<b>i</b> >	要になる事項等	
究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行	不足となる場合にお ける短期借入金の限 度額は、単年度30		はない。 漬はない。 ○引き続き、短期借入金の条件及び限度		- ,	(見を記載するなど)	,_,,_,,	
う体制を整備し、業 務達成基準により収 益化を行う運営費交	の百万円とする。 第 <b>5章 不要財産又は</b>		でである。  「会別は、中長期計画どおりとする。  ○平成 28 年度~令和 2 年度において、					
価化を行り連高質欠 付金に関しては、収 益化単位の業務ごと に予算と実績を管理	・		□ ○ 中成 28 中度 ○ 市和 2 中度 において、 重要な財産の処分等の実績はない。 □ ○ 今後も、保有する財産が不要財産又は					
するものとする。	産の処分に関する計画なし		不要財産となる見込みはない。					
	第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし							
	第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたと きは、研究開発、研究		○平成 28 年度~令和 2 年度において、剰 余金(目的積立金)は発生しなかった。					
	基盤の整備充実、成 果の普及及び研修に 充てる。		○今後、中長期目標期間中に剰余金が発生した場合には、その金額を勘案しながら、研究開発、研究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる予定である。					
	第8章 その他業務運 営に関する事項 国立研究開発法人 建築研究所法第13 条第1項に規定する 積立金の使途 なし		○積立金はなく、中長期計画及び年度計 画のとおりであった。					

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
E	その他の業務運営に関する事項		
θ	(施設及び設備等に関する計画、人事に関する計画、その他)		
当該項目の重要度、困難	(必要に応じて重要度及び困難度について記載)	関連する政策評価・行政事業	(政策評価書若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシート
度		レビュー	の番号を記載)

#### 2. 主要な経年データ 評価対象となる指達成目標 (参考情報) (参考) 29年度 30年度 元年度 2年度 当該年度までの累積値等、必要な情 28年度 27年度 外部機関による施 16 23 15 21 20 11 設の利用件数(件) 外部機関による施 設の利用収入(千 1,487 3, 189 3,944 4, 341 6, 128 10, 527 円) 博士号保有者の割 84 79 80 80 83 85 合 (%) ラスパイレス指数 103.8 102.7 102.4 104.7 102.6 104.5 (事務・技術職員) ラスパイレス指数 107.6 108.0 108.0 107.5 107.3 108.8 (研究職員)

中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣に	よる評価	
		指標等	主な業務実績等	自己評価	()	見込評価)	(期間)	実績評価)
					評定		評定	
第6章 その他業務運営 に関する重要事項 2. その他の事項	第8章 その他業務運営に 関する事項	<主な定量的指標> ○博士号保有者の割合	<主要な業務実績>	<b>&lt;評定と根拠&gt;</b> 評定:B	<評定に至っ	<u> </u> た理由>	<評定に至った	
(5) 保有資産等の管 理・運用に関する事項	1. 施設及び設備等に関する計画	○外部機関による施設の利用件数		○その他の業務運営に関する事項に関し	<今後の課題	i >	(見込評価時で) 合には重点的に	, , , ,
業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の	業務の確実な遂行のた め計画的な整備・更新等 を行うとともに、所要の	○ラスパイレス指数		て、着実な業務運営を実施したこと、令 和3年度においても引き続き、着実な	, , , , , , ,	題、今後の業務・組織		
機能を長期にわたり発揮 し続けることができるよ	機能を長期にわたり発揮 し続けることができるよ	<ul><li>○役職員数</li><li>○外部機関による施設利用収入</li></ul>		業務運営を実施していくことからB評価とした。	全体の見直し	に反映すべき事項等	(見込評価時)	こ検出された
う、適切な維持管理に努 めるものとする。また、 保有資産の有効活用を推	う、適切な維持管理に努 める。また、保有資産の 有効活用を推進するた	<b>&lt;評価の視点&gt;</b>   (1)人材の獲得・配置・育成の戦略	○実験施設等の外部の機関による利用を 促進するため、ホームページで外部の	○実験施設等の外部機関による利用促進 を図った結果、収入が増加した。	を記載)		た課題、新中長要になる事項等	
進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外	め、保有する施設・設備 について、業務に支障の ない範囲で、外部の研究	が適切に図られているか (2)外部機関による実験施設等の利	研究機関が利用可能な期間を公表している。		<その他事項	:>	安になる事項 <sup>3</sup>   <その他事項>	
部の研究機関への貸与及 び大学・民間事業者等と	機関への貸与及び大学・ 民間事業者等との共同利	用を促進しているか	○その結果、平成 28 年度~令和 2 年度に		, , , , , , ,	見を記載するなど)		
の共同利用の促進を図る ものとする。その際、受 益者負担の適正化と自己	用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化 と自己収入の確保に努め		おける施設貸出はのべ 95 件で、その収入は 28, 129 千円であった。					
収入の確保に努めるもの とする。	る。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供		○「第4期中長期計画期間中の施設整備 方針及び計画」、年度計画に基づき計画 的な整備等を実施している。引き続き	○施設整備計画に従った計画的な整備、 更新等による適切な維持管理を行うと ともに、施設整備のための補正予算を				
なお、保有資産の必要 性について不断に見直し	を行う。 保有資産の必要性につ いて不断に見直しを行		計画的な施設整備等を実施する予定である。	確保した。				
を行い、見直し結果を踏 を行い、見直し結果を踏 まえて、建研が保有し続 ける必要がないものに いては、支障のない限 り、国への返納を行うも	い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける 必要がないものについては、支障のない限り、国 への返納を行う。		<ul><li>○平成29年度第一次補正予算により、</li><li>①強度試験棟の汎用多自由度加力装置、②強度試験棟の自己釣り合い式実大構造部材加力実験装置、③実大構造</li></ul>					
のとする。 また、知的財産の確 保・管理については、 知的財産を保有する目 的を明確にして、必要 な権利の確実な取得や	また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを		物実験棟の実大部材加力システム装置 等の整備を行うための予算として、5.5 億円を確保した。また、平成30年度第 二次補正予算により、2方向加力式遠 心載荷試験装置の整備を行うための予					
コストを勘案した適切な維持管理を図るものとする。	勘案した適切な維持管理 を図る。		算として、16.35 億円を確保した。令和 元年度補正予算により、実大強風雨再 現施設の機能強化を行うための予算と して7.47 億円を確保し、令和2年度臨 時・特別の措置として、宅地の液状化対					
			策のための地盤試験装置の整備、令和2 年度補正予算により、①実大火災実験 用排煙処理装置の増設、②動風圧防水 試験装置の設置に係る所要額を確保し た。					
			○令和3年度も引き続き、実験施設等の外部の機関による利用の促進、施設整備計画に基づいた施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努める。					
(4) 組織・人事管理に関 する事項 高度な研究開発業務	2. 人事に関する計画 高度な研究開発業務		○人材の獲得・配置・育成の戦略として、 次の取組を実施している。引き続き取	○人事評価システムの実施、任期付研究 員の採用等により、人材の獲得・配置・				
の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、将来先導的な役割を	の推進のため、必要な分 材の確保を図るととも に、人員の適正配置により業務運営の効率化を 図る。その際、将来先導 的な役割を担う有為な		組を実施する予定である。 ・人事評価システムについて、研究職員に加えて一般職員にも業績評価制度を採用するなど、適切に実施した。 ・表彰をはじめとする研究者の評価・処遇	育成の戦略を適切に図った。				
原、行来元等的な役割を 担う有為な若年研究者 を採用するため、テニュ	若年研究者を採用する ため、テニュアトラック		を適切に実施している。 ・新規採用職員等に対する講習会の開催					

アトラック制度を活用 するものとする。また、 男女共同参画社会基第7 8号)等に基づき、現成 共同参画なら努めるも 共同参するよう努めるも のとする。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

制度を活用する。また、 男女共同参画社会基本 法(平成11年法律第7 8号)等に基づき、男女 共同参画社会の形成に 寄与するよう努める。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る

# 1. 内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査査321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図るものとする。

研究開発等について は、研究評価の取組によ り定期的な点検を実施 し、その結果を踏まえた 資源配分の見直し等を 行うものとする。

理事長のリーシップの下で、やのは、 というのでは、 というのでは、 というのないのでは、 というのないのでは、 というのでは、 というので

また、建研の重要決定 事項等の情報が職員に 正しく周知されるよう 情報伝達を徹底するも のとする。

# その他の事項 リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、 当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 4. その他中長期目標を達成するために必要な事項

# (1) 内部統制に関する計

【 「「独立行政法人の業 務の適正を確保するた めの体制等の整備」について」(平成26年11 月28日付け総管査等 321号総務省行政管 理局長通知)に基づき、 内部統制の推進を図る。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた で源配分の見直し等を 行う

理事長のリーダー・シーツー を 理事長のリーダー・シーツークー・ 理事長のリー 自主的 リーダー・ で、自主的な運営や適切な研究が 開発成果の最大化事長が 関いるよう、理事実に 関いるによる で確保するための仕動を を確保するを ののではよる ののではよる。

推進する。 また、建研の重要決定 事項等の情報が職員に 正しく周知されるよう 情報伝達を徹底する。

#### (2) リスク管理体制に関 する計画

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、 当該リスクへの適切な対応を図る。 ・国立研究開発法人として役割(ミッション)を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、令和2年度末時点において研究職61名のうち博士号取得者は52名(85.2%)となっている。

や担当職員の外部研修の受講等によ

り、人事管理体制の充実につとめてい

- ○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、次の取組を実施した。引き続き、 取組を実施する予定である。
- ・給与水準は、俸給・諸手当ともに国に準じて運用し、令和2年度における対国家公務員指数は、事務・技術職員104.5、研究職員は108.8となった。
- ・人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度(平成17年度) 予算額に対して、令和2年度の執行額で6.8%の削減を行っている
- で 6.8%の削減を行っている。 ・役員及び職員の給与規程の改正を行い、 公表している。
- ・福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。
- ○令和3年度も引き続き、中長期目標を 達成するべく適正な人員配置、国家公 務員給与を踏まえた適正化等、人事に 関する取り組みを進める。
- ○内部統制として、次の取組を実施した。 引き続き、取組を実施する予定である。
- ・幹部会議等を定期的に開催し、理事長の リーダーシップのもとで、ガバナンスの 適正化を図っている。
- ・また、グループ長等会議を定期的に開催 し、重要決定事項等の情報が職員に正 しく周知されるよう図っている。
- ・理事長と職員の意見交換会を実施し、所 内の課題の把握、共有と解決を図って いろ
- ・研究開発等について、研究評価を加味して、役員会審議の上、理事長自ら研究開発予算の配分を決定している。

○給与水準についても適切な状況を維持した。

○人件費についても適正な管理を行って いる。

○理事長のリーダーシップのもとで、内 部統制が適切に図られた。

- ○リスク管理体制に関してとして、次の 取組みを実施した。引き続き、取組を実 施する予定である。
- ・「国立研究開発法人建築研究所リスク管理及び危機対応に関する規程」に基づくリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画の策定等を実施している。な

○リスクが顕在化した際に損害を最小限 にくい止め、早期に通常業務遂行状態 に戻すための対策に、積極的に取り組

22

#### (2) コンプライアンスに 関する事項

建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

特に、研究不正対応 は、研究開発活動の信頼 性確保、科学技術の健全 な発展等の観点からも 極めて重要な課題であ るため、研究上の不正行 為の防止及び対応に関 する規程について、取組 状況の点検や職員の意 識浸透状況の検証を行 い、必要に応じて見直し を行うなど組織として 取り組むとともに、万が 一研究不正が発生した 場合には厳正に対応す ろものとする

#### (3)情報公開、個人情報 保護、情報セキュリティ に関する事項

適正な業務運営を確 保し、かつ、社会に対す る説明責任を確保する ため、適切かつ積極的に 広報活動及び情報公開 を行うとともに、個人情 報の適切な保護を図る 取組を推進するものと する。具体的には、独立 行政法人等の保有する 情報の公開に関する法 律(平成13年法律第1 40号)及び独立行政法 人等の保有する個人情 報の保護に関する法律 (平成15年法律第5 9号)に基づき、組織、 業務及び財務に関する 基礎的な情報並びにこ れらについての評価及 び監査の結果等をホー ムページで公開するな ど適切に対応するとと もに、職員への周知を行

また、研究情報等の重要情報を保護等の報点から、建研の業務計画(年度計画等)に情報セキュリティ対策を位置けらなど、情報セキュカな策を推進するのとする。

#### (6)安全管理、環境保全・ 災害対策に関する事項

うものとする。

防災業務計画を適時 適切に見直すとともに、 防災業務計画に基づい て適切に対応するもの とする。また、災害派遣 時を含め、職員の安全確 保に努めるものとする。

国等による環境物品等の 調達の推進等に関する 法律(平成12年法律第 100号)に基づき、環 境負荷の低減に資する 物品調達等を推進する ものとする。

#### (3) コンプライアンスに 関する計画

建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識 浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

#### (4)情報公開、個人情報 保護、情報セキュリティ に関する計画

適正な業務運営を確 保し、かつ、社会に対す る説明責任を確保する ため、適切かつ積極的に 広報活動及び情報公開 を行うとともに、個人情 報の適切な保護を図る 取組を推進する。具体的 には、独立行政法人等の 保有する情報の公開に 関する法律(平成13年 法律第140号)及び個 人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第 57号) に基づき、組織、 業務及び財務に関する 基礎的な情報並びにご れらについての評価及 び監査の結果等をホー ムページで公開するな ど適切に対応するとと もに、職員への周知を行

また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画 (年度計画等)に情報セキュリティ対策を位置 付けるなど、情報セキュリティ対策を推進する。

#### (5)安全管理、環境保全・ 災害対策に関する計画

防災業務計画を適時 適切に見直すとともに、 防災業務計画に基づい て適切に対応する。ま た、災害派遣時を含め、 職員の安全確保に努め

国等による環境物品等の 調達の推進等に関する 法律(平成12年法律第 100号)に基づき、環 境負荷の低減に資する 物品調達等を推進する。 お、毎年度、改訂後のリスク対応計画を 建築研究所イントラネットに掲載して いる。

- ○コンプライアンスに関する取組として、次のとおり実施した。引き続き、取組を実施する予定である。
- ・例えば、新規採用者及び転入者へのコンプライアンス携帯カードの配布や発注者綱紀保持に関する研修として公正取引委員会事務総局担当官による「入札談合の防止に向けて」と題する講義を開催し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。
- ・理事長メッセージの所内展開やコンプライアンス推進週間 PR 資料及びポスターの所内配布・掲示等多角的な方法により、研究所全体としてのコンプライアンス推進を図っている。
- ○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する取組として、次のとおり 実施した。引き続き、取組を実施する予定である。
- ・組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査 の結果等をホームページで公開した。
- ・「国立研究開発法人建築研究所文書管理 規則」に基づき、法人文書の適切な管理 等を実施している。
- ・「国立研究開発法人建築研究所保有個人 情報等管理規程」に基づき、個人情報の 管理方法等の点検等を実施している。
- ・「国立研究開発法人情報セキュリティポリシー」に基づく情報管理、情報システムの運用等を行っている。
- ・情報セキュリティ講習会(令和元年度:計2回、令和2年度:計3回)や標的型メール訓練の教育、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ内部監査を実施した。また、講習会に参加できなかった役職員に対しては e-ラーニングを実施し、全役職員に対し情報セキュリティの啓発・周知に取り組んでいる。
- ○安全管理、環境保全・災害対策に関する 取組として、次のとおり実施した。引き 続き、取組を実施する予定である。
- ・「地震防災マニュアル」を踏まえ、メールによる安否確認及び災害対策本部設置・運営の訓練を実施した。
- ・建築研究所及び国土技術政策総合研究 所(立原庁舎)が共同で消防訓練を年1 回実施している。
- ・「環境物品等の調達の推進を図るための 方針」を作成・公表し、令和2年度にお いては22分野275品目について、原則、 所定の基準を満足するものを調達し た。

○コンプライアンス研修等により、研究 不正等の防止に努めた。

○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについて、関係規程等に基づき、適切に対応した。

○安全管理、環境保全・災害対策について、関係マニュアル等に基づき、適切に 対応した。

	○令和3年度も引き続き、業務運営の効率化及び適正化を推進するためにリスク管理体制の構築や内部統制やコンプライアンス等の徹底に取り組んでいく。	
--	--	--

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)